

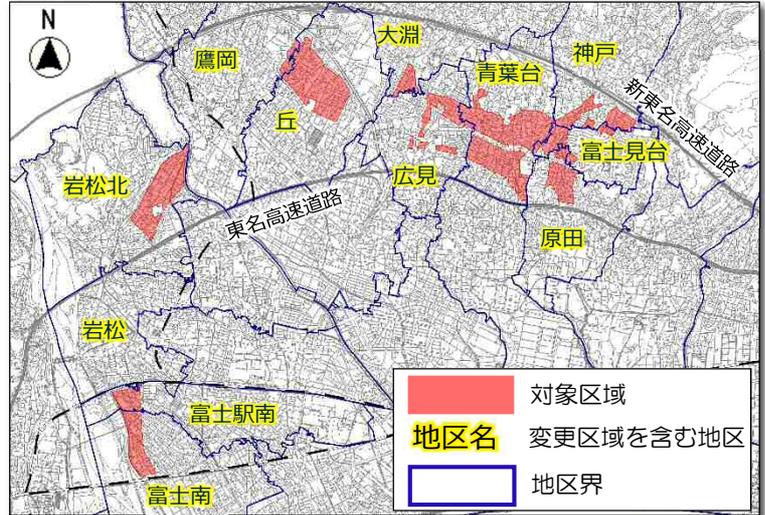
# 第一種低層住居専用地域の一部の区域における都市計画の変更について

## 1 対象（都市計画の変更）区域

第一種低層住居専用地域のうち、容積率 60%・建蔽率 40%に指定した区域（12 地区の一部）

### 《 第一種低層住居専用地域とは 》

低層住宅の専用地域として、良好な住環境の保護や保全を図る区域



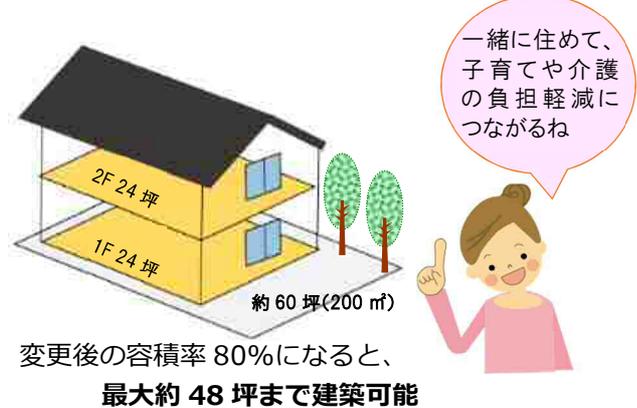
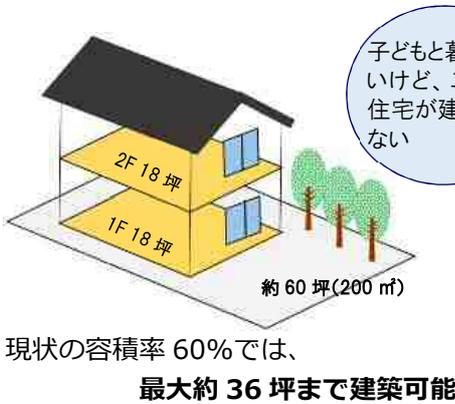
## 2 変更内容

現在

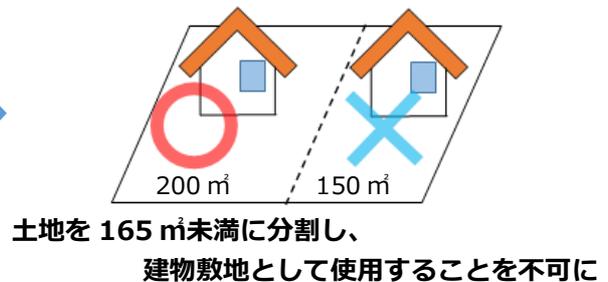
二世帯住宅は 45 坪以上が望ましいと言われている中...

《 敷地面積が約 60 坪 (200 m<sup>2</sup>) の場合 》

変更案



現在、ゆとりある住宅地が形成されている中、容積率等を緩和すると、小さな土地でも一定規模の住宅建築が可能となるため、狭い敷地の発生につながり、住環境が悪化する恐れがあります。



2つの  
変更

1 容積率 60% → 80%、建蔽率 40% → 50%にそれぞれ緩和

2 最低敷地面積 165 m<sup>2</sup>の指定（現在、200 m<sup>2</sup>の最低敷地面積が指定されていない区域のみ）

### 3 説明会

開催日	会場（定員）	対象	備考
8月19日(水)	富士南まちづくりセンター (昼・夜の部、各20人)	四丁河原下、四丁河原南、 宮下、森島	地区住民向け
8月26日(水)	岩松北まちづくりセンター (昼・夜の部、各20人)	旭町、四ツ家、滝戸、東田	
9月2日(水)	丘まちづくりセンター (昼・夜の部、各15人)	厚原西、厚原東3、厚原北1、 厚原北2、傘木	
9月9日(水)	青葉台まちづくりセンター (昼・夜の部、各20人)	一色、荻の原、若松町1、 若松町3、西木の宮町、 青葉台南、茶の木平、 東木の宮、木の宮町	
9月16日(水)	広見まちづくりセンター (昼・夜の部、各25人)	三ツ倉町、久保町、広見町1、 広見町6、広見町7、広見町9、 桜ヶ丘町、石坂町4、美原町	
9月23日(水)	富士見台まちづくりセンター (昼・夜の部、各15人)	富士見台1、富士見台2南、 富士見台3、富士見台7、 富士見台8、原田町4、 三ツ沢町1、三ツ沢町2、 三ツ沢町3、神戸1、神戸2	
10月1日(木)	富士市役所 6階第一・第二会議室 (昼・夜の部、各15人)	不動産関連事業者及び市民	-

- ・説明会は、コロナ対策のため定員を設け、**事前申し込み制**で開催します。
- ・申し込みは、下記QRコードから電子申請、または市ウェブサイトから申込用紙をダウンロードしていただき、郵送またはFAXによる方法となります。
- ・申込み多数の場合は抽選となり、抽選結果については事前にお知らせします。
- ・説明会で配布する資料は、8月20日(木)以降に市ウェブサイトに掲載します。



しずおか電子申請サービスからの申し込みはこちらのQRコードから →

市ウェブサイトには、「富士市 用途地域の変更」で検索し、アクセスしてください。